

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

### 鳥取県病院局管理規程第3号

#### 鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局事務決裁規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																														
<p>(代決)</p> <p>第9条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1"><thead><tr><th>正当決裁権者</th><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>局長</td><td>局総務課長</td><td>局長があらかじめ定める上席の職員</td></tr><tr><td>局総務課長</td><td>局総務課長があらかじめ定める上席の職員</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 略</p>	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	略			局長	局総務課長	局長があらかじめ定める上席の職員	局総務課長	局総務課長があらかじめ定める上席の職員		略			<p>(代決)</p> <p>第9条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1"><thead><tr><th>正当決裁権者</th><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>局長</td><td>局総務課長</td><td>局長があらかじめ定める上席の吏員</td></tr><tr><td>局総務課長</td><td>局総務課長があらかじめ定める上席の吏員</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 略</p>	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者	略			局長	局総務課長	局長があらかじめ定める上席の吏員	局総務課長	局総務課長があらかじめ定める上席の吏員		略		
正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																													
略																															
局長	局総務課長	局長があらかじめ定める上席の職員																													
局総務課長	局総務課長があらかじめ定める上席の職員																														
略																															
正当決裁権者	第1順位者	第2順位者																													
略																															
局長	局総務課長	局長があらかじめ定める上席の吏員																													
局総務課長	局総務課長があらかじめ定める上席の吏員																														
略																															
<p>(専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限)</p> <p>第10条 専決権者、委任決裁権者又は代決権者は、専決、委任決裁又は代決に係る事務が次の各号の<u>いずれかに</u>該当すると認められる場合には、上司の指揮を受けてこれを処理しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限)</p> <p>第10条 専決権者、委任決裁権者又は代決権者は、専決、委任決裁又は代決に係る事務が次の各号の<u>一に</u>該当すると認められる場合には、上司の指揮を受けてこれを処理しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>																														

別表第1（第3条関係）

管理者の決裁事項

1～8 略

9 局長及び局総務課長並びに副局長又はこれに相当する職以上の職員（以下「局長等」という。）に対する外国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理

10～12 略

13 局長に対する休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第14条第1項に規定する年次有給休暇（以下単に「年次有給休暇」という。）並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。）第16条の表第8号及び第9号に該当する場合における休暇を除く。）又は職務に専念する義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第9号及び第10号の事由に該当する場合を除く。以下同じ。）の承認

14～27 略

別表第2（第4条関係）

局長の専決事項

1～5 略

6 局総務課長及び総務課（病院局の総務課を除く。）の職員に対する営利企業等の従事の許可

7～9 略

10 略

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

別表第3（第4条関係）

局総務課長の専決事項

1～15 略

別表第1（第3条関係）

管理者の決裁事項

1～8 略

9 局長及び局総務課長並びに次長又はこれに相当する職以上の職員（以下「局長等」という。）に対する外国旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理

10～12 略

13 局長に対する休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第14条第1項に規定する年次有給休暇（以下単に「年次有給休暇」という。）並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年12月鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。）第16条の表第8号及び第9号に該当する場合における休暇を除く。）又は職務に専念する義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年12月鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第9号及び第10号の事由に該当する場合を除く。以下同じ。）の承認

14～27 略

別表第2（第4条関係）

局長の専決事項

1～5 略

6 職員（局長及び病院長を除く。）に対する営利企業等の従事の許可

7～9 略

10 1件の取得見積価額が1,000万円以上2,000万円未満の固定資産の取得

11 1件の処分見積価額が100万円以上300万円未満の固定資産の処分

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

別表第3（第4条関係）

局総務課長の専決事項

1～15 略

16 1件の取得見積価額が500万円以上1,000万円未

- 16 略
- 17 略
- 18 略
- 19 略
- 20 略
- 21 略

別表第4（第6条関係）

局長の委任決裁事項及び局総務課長の委任決裁事項 略

病院長の委任決裁事項

1及び2 略

2の2 課員に対する営利企業等の従事の許可

3～20 略

21 1件の取得見積価額が2,000万円未満の固定資産の取得

22 1件の処分見積価額が300万円未満の固定資産の処分

23 略

24 鳥取県病院局庁舎内取締等に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第10号）の規定により準用する鳥取県庁内取締に関する規則（昭和31年鳥取県規則第77号）に基づく管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(1)及び(2) 略

25 鳥取県病院局庁舎内取締等に関する規程の規定により準用する県有建物に関する広告物取扱規程（昭和24年鳥取県内訓甲第15号）第1条の規定による庁舎又は構内における広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可

26～28 略

29 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、管理者にその権限を委任された事務で次に掲げるもの

(1)～(8) 略

(9) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分（当該放置自動車内に放置されている物件の処分を含む。）

(10) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分（当該放置自動車内に放置されている物件の処分を含む。）

満の固定資産の取得

17 1件の処分見積価額が50万円以上100万円未満の固定資産の処分

- 18 略
- 19 略
- 20 略
- 21 略
- 22 略
- 23 略

別表第4（第6条関係）

局長の委任決裁事項及び局総務課長の委任決裁事項 略

病院長の委任決裁事項

1及び2 略

3～20 略

21 1件の取得見積価額が500万円未満の固定資産の取得

22 1件の処分見積価額が50万円未満の固定資産の処分

23 略

24 鳥取県病院局庁舎内取締等に関する規程（平成7年3月鳥取県病院局管理規程第10号）の規定により準用する鳥取県庁内取締に関する規則（昭和31年10月鳥取県規則第77号）に基づく管理者の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(1)及び(2) 略

25 鳥取県病院局庁舎内取締等に関する規程の規定により準用する県有財産に関する広告物取扱規程（昭和24年9月鳥取県内訓甲第15号）第1条の規定による庁舎又は構内における広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可

26～28 略

29 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、管理者にその権限を委任された事務で次に掲げるもの

(1)～(8) 略

(9) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分

(10) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分

<p>(11) 略</p> <p>30 略</p> <p>別表第 5 (第 8 条関係)</p> <p>病院長の専決事項</p> <p>1 略</p> <p>2 1 件の取得見積価額が<u>2,000万円</u>以上の固定資産の取得に係る契約書の作成</p> <p>3 1 件の処分見積価額が<u>300万円</u>以上の固定資産の処分に係る契約書の作成</p>	<p>(11) 略</p> <p>30 略</p> <p>別表第 5 (第 8 条関係)</p> <p>病院長の専決事項</p> <p>1 略</p> <p>2 1 件の取得見積価額が<u>500万円</u>以上の固定資産の取得に係る契約書の作成</p> <p>3 1 件の処分見積価額が<u>50万円</u>以上の固定資産の処分に係る契約書の作成</p>
---	--

附 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。